

★管理番号	★個人情報ファイルの名称	★①市の機関の名称	★②個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	★③個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる個人情報保護管理者	★④個人情報ファイルの利用目的	★⑤記録項目	★⑥記録範囲	★⑦記録情報の収集方法	★⑧個人情報ファイルに記録される本人の数	★⑨特定個人情報の有無	★⑩要配慮個人情報の有無	★⑪記録情報の経常的提供先	★⑫開示請求等を受理する組織の名称	★⑬開示請求等を受理する組織の所在地	★⑭個別法令による訂正及び利用停止の手続等	★⑮個人情報ファイルの種類	★⑯備考
選1	新有権者啓発資料送付一覧	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局次長	新成人宛選挙啓発資料を送付するため	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5親族関係・続柄、6住所歴	在住の新成人	業務系システムから抽出	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り	
選3	選挙人名簿	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局次長	公職選挙法第19条の規定に基づく選挙人名簿を調製し、各種選挙及び直接請求等各種法令等に伴う事務を適正に管理執行する	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5本籍・国籍、6後見、7選挙権の有無、8犯罪に関する事項	国政選挙及び地方選挙の有権者	業務系システムから抽出	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り	
選4	在外選挙人名簿	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局次長	公職選挙法第30条の2の規定に基づく在外選挙人名簿の調製、選挙の適正な管理執行	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6本籍・国籍、7住所歴、8犯罪に関する事項	在外選挙人名簿の登録申請者	本人から収集	100人～999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り	
選12	ポスター掲示場一覧	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局次長	選挙にかかるポスター掲示物を市民等の協力を得て設置し、管理する	1氏名、2住所	ポスター掲示場設置協力者	本人から収集	100人～999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し	